

審理員となるべき者の名簿

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定に基づき作成する、本市における審理員となるべき者の名簿は次のとおりとする。

	審理員となるべき者
1	総務部副部長の職にある職員
2	企画部副部長の職にある職員
3	財政部副部長の職にある職員